

兵庫県立伊川谷高等学校いじめ防止基本方針

1. 本校の方針

スクールミッション

「自主・協同」の理念のもと、目標を設定し、その実現に向け、自分をよりよく変えようとする意欲と、他社と関わり、自分の役割を自覚し、その責任を果たそうとする責任感を備え、夢の実現に向けて努力することのできる人材を育成する。

夢の実現に向け、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができる環境をつくる。その一環として、いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. 基本的な考え方

本校は、神戸市西部の住宅地区にあり、家庭・地域との連携を密にし、地域に愛される学校づくりを推進している。令和7年度に創立50周年を迎えるが、これまで地域とともに培ってきた教育実践を大切にしつつ、地域に貢献しようとする心を育む。

本校の生徒指導の基本方針は基本的生活習慣の確立、規範意識の醸成、安心・安全な学校づくりであり、さらに生徒一人一人の内面理解に基づいた生徒指導の徹底を図っている。

また、本校は授業改善を、学力向上推進の一つの柱としている。わかる授業を積み重ね、生徒のストレスの原因の一つ一つを取り除くことなどを通し、いじめ防止につなげていく。

SNSの不適切使用をはじめ、ネット上の諸課題について最新の動向を把握し、教職員の指導力向上や、警察等関係機関と連携し、児童生徒に対して、トラブルを回避することにとどまらず、情報社会を豊かに生きる上でのデジタルシティズンシップ教育を充実させ、児童生徒、保護者への啓発に努める。

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3. いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。 (別紙1) 日常の指導体制

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。 (別紙2) チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(別紙3) 基本計画

発達段階や携帯電話等の使用頻度に応じて、学級活動、児童会・生徒会活動等においてスマートフォン・携帯電話の使用について、ルールを自分たちで考え実行する等の取組により、情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方がメールや書き込み等に振り回されるのではなく、有益なツールとして活用する態度を育てることが必要である。また、スマートフォン等を第一義的に管理する立場の保護者と連携するため、保護者会等でスマートフォン等の使用に関する学校のルールを共有する。

SNS等でのメッセージを見たときの表情の変化など、いじめを受けている児童生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携をとる。なお、保護者に対しては、青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

(別紙4) 組織的対応

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5. その他の事項

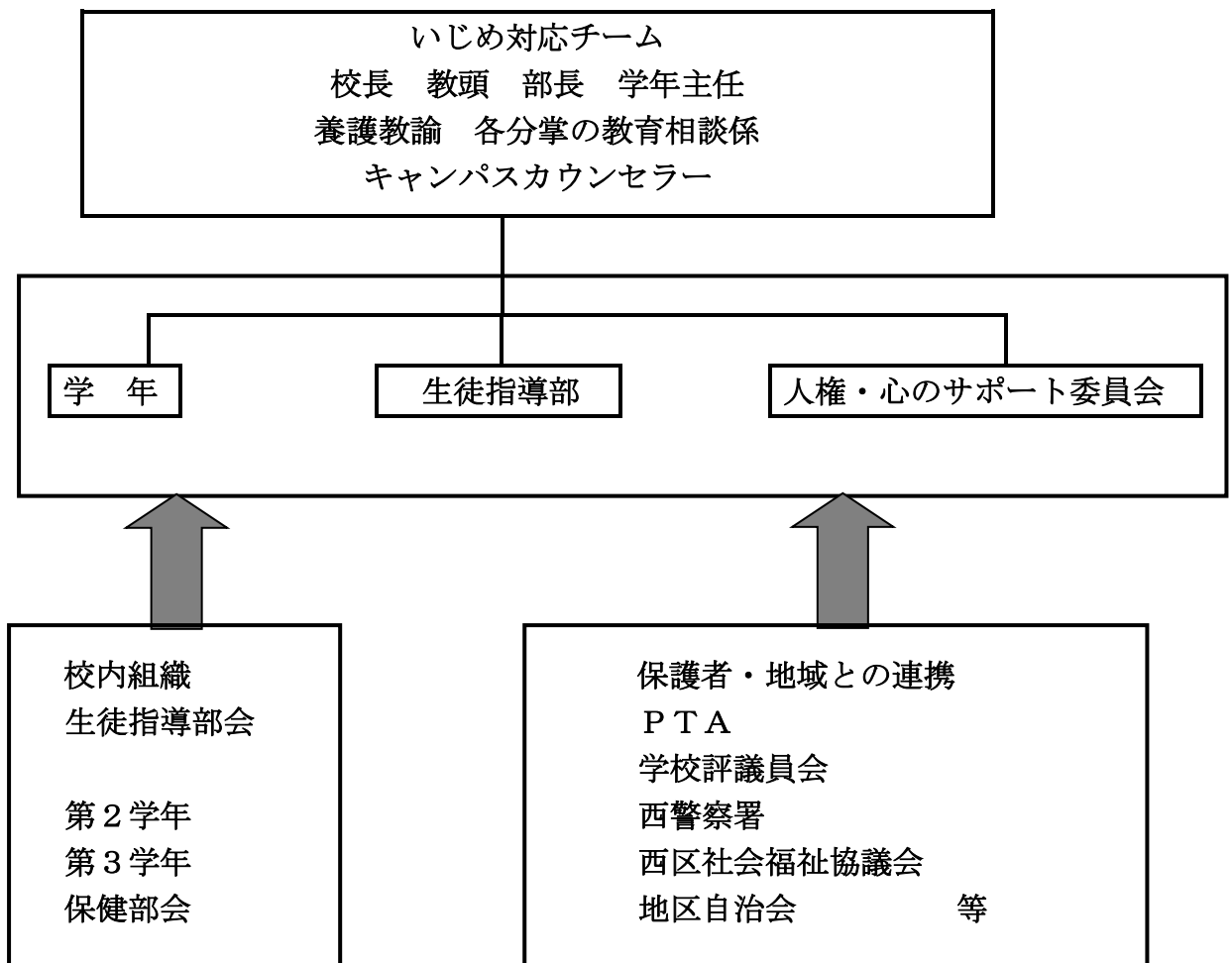
地域に愛され、信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談、学校評議員会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

〈別紙1〉 日常の指導体制

- 1 「いじめは決して許さない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って学校全体で組織的な取り組みを行う。
- 2 学校全体で組織として取り組むために「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことがないように、学校全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

【いじめ対応チームの構成員】



- ※ いじめ対応チームの会議は、原則として学期に1～2回行う。
- ※ いじめ問題が発生したときにはすぐに「いじめ対応チーム」が集まり対応する。
- ※ ネットを利用したいじめへの対応に気を配る。

〈別紙2〉 いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっているかもしれない状況

- 朝いつも誰か(特定)の机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 授業中、教職員にわからないように特定の生徒にいたずら(消しゴムを投げたり等)する
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る

いじめられている子

※ 日常の行動・表情

- わざとらしくはしゃいでいる
- 顔色が悪く、元気がない
- おどおど、にやにや、にたにたする場面が多い
- ときどき涙ぐんでいる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 他の生徒からの悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- 下を向いて視線を合わそうとしない
- 遅刻・欠席が多くなる
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良で保健室へ行きたがる

※ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編制の時に孤立しがちである
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 本意でない係や委員に無理やり選出される
- 一人でいることが多い
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教室へいつも遅れて入ってくる

※ 昼食時

- 好きなものを他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

※ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除している

※ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 服に靴の跡がついている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどをする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どものみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする

〈別紙3〉 年間指導計画

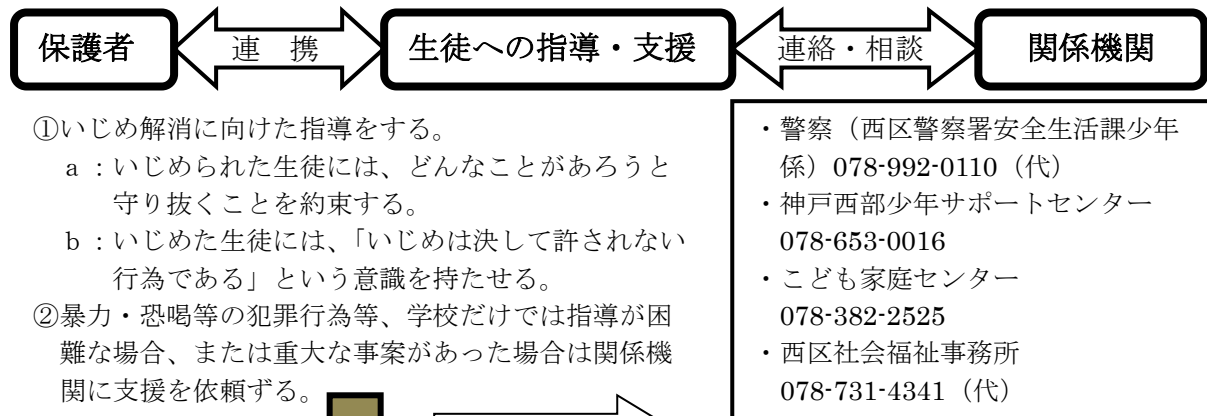
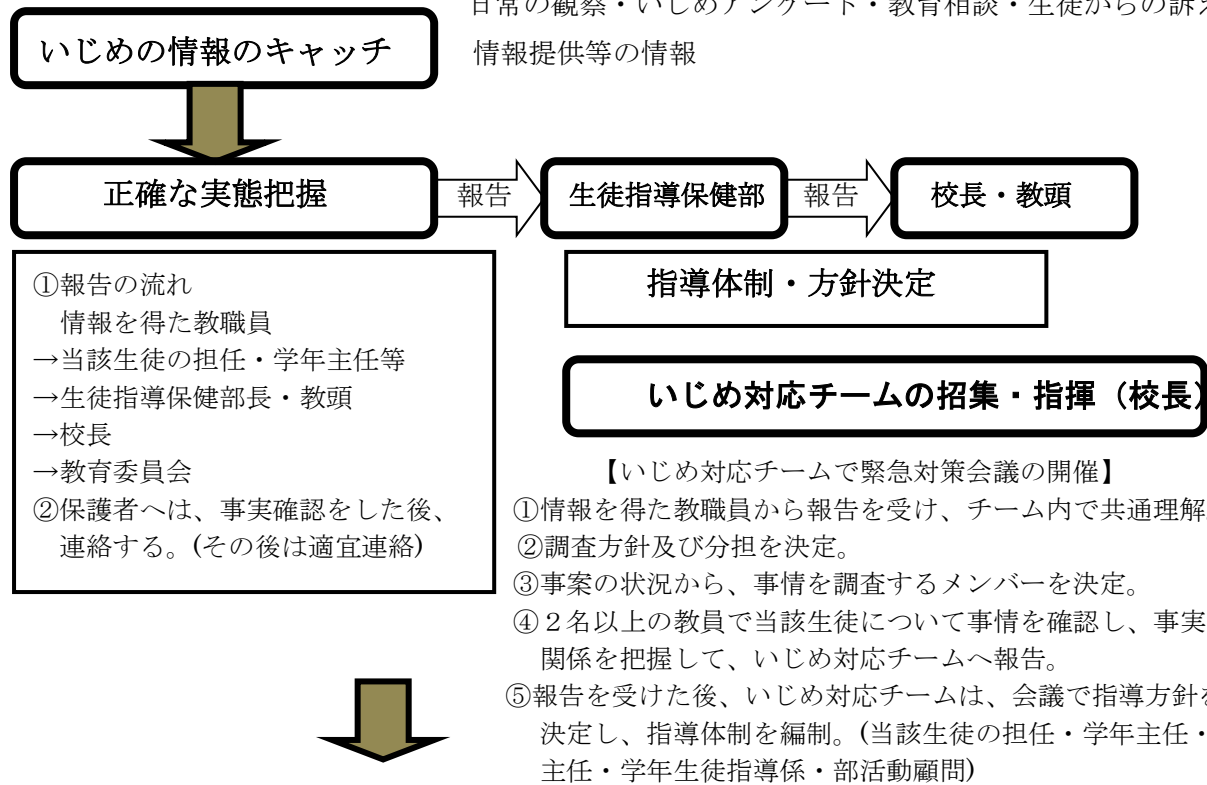
	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対応チーム指導方針 ・計画作成		学年会議・拡大生徒指導部会
	心のサポート委員会兼 いじめ対応チーム委員会	学級づくり	個別面談
5月	心のサポート委員会	保護者会(各学年)	個別面談・拡大学年会議 ・拡大生徒指導部会
			いじめアンケートの実施 チーム伊川谷学び合い週間(授業公開)
6月	心のサポート委員会		学年会議・拡大生徒指導部会
7月	心のサポート委員会		学年会議・拡大生徒指導部会
		生き方講演会・ 心のサポート委員会講演会	三者面談
8月			
	職員研修		学年会議・拡大生徒指導部会
9月	心のサポート委員会	人権学習	学年会議・拡大生徒指導部会
			いじめアンケートの実施
10月	心のサポート委員会	保護者会(2学年)	学年会議・拡大生徒指導部会
11月	心のサポート委員会		チーム伊川谷学び合い週間(授業公開)
			学年会議・拡大生徒指導部会
12月	心のサポート委員会兼 いじめ対応チーム委員会	異校種間交流	学年会議・拡大生徒指導部会
1月	心のサポート委員会	人権学習	学年会議・拡大生徒指導部会
			いじめアンケートの実施
2月			学年会議・拡大生徒指導部会
	職員研修		
3月	心のサポート委員会兼 いじめ対応チーム委員会		学年会議・拡大生徒指導部会

※ 事故発生時は随時、緊急対応のもと必要な会議を開催

※ 人権学習は学年の事情に応じて時期と回数を変更することもある。

〈別紙4〉 組織的対応

日常の観察・いじめアンケート・教育相談・生徒からの訴え
 情報提供等の情報



今後の対応

- ①いじめ事案が解消されたとしても、経過観察を行い、事後も継続指導を行う。
- ②キャンパスカウンセラー等の活用も含め、心のケアをする。
- ③再発防止・未然防止活動は継続していく。

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する
- ②県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、エスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。

- a：生徒に、ネットの関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。
- b：誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。